

# 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日法律第28号） 〔概要〕

※ 赤字は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）による改正

## 1 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

## 2 基本原則（第2条）

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。
4. 政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むものとする。

## 3 責務等（第3条及び第4条）

基本原則にのっとり

### 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、選定方法の改善、人材育成、公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

## 4 法制上の措置等（第5条）

政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

## 5 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等（第6条）、啓発活動（第7条）、環境整備（第8条）、性的な言動等に起因する問題への対応（第9条）、人材の育成等（第10条）、その他の施策（第11条）

※ 平成30年4月11日 衆議院内閣委員長による法案提出、同年5月16日 可決・成立、同年5月23日公布・施行

※ 一部を改正する法律は、令和3年6月7日 参議院内閣委員長による法案提出、同年6月10日可決・成立、同年6月16日公布・施行

## 【調査の概要】

### 1. 立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査

国政選挙や地方議会選挙、首長選挙に立候補しようと考え、具体的な行動（身近な人に話す、政治家に話を聞く等）を起こしたが、断念した者を対象としてインターネットモニター調査を実施（調査期間：令和2年12月24日～令和3年1月31日）。合計994人（男性500人、女性494人）から回答を得た。

### 2. 男女の地方議会議員に対するアンケート調査

地域、議会の種類等を考慮して抽出した1,144の地方議会の男女議員10,100人を対象として、紙媒体の調査票又はウェブによる調査を実施（調査期間：令和2年12月25日～令和3年1月31日）。合計5,513人（男性3,243人、女性2,164人）から回答を得た（回収率54.6%）。

## 1. 立候補を断念した理由（「大いにあてはまる」及び「ややあてはまる」の合計、女性の上位10項目）

（立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査結果より）

順位	項目	女性	男性	順位	項目	女性	男性
1	立候補にかかる資金の不足	68.0%	63.6% (1位)	5	選挙運動とその準備の方法が分からない	49.6%	42.2% (9位)
2	仕事や家庭生活（家事・育児・介護等）のため、選挙運動とその準備にける時間がない	61.7%	62.4% (2位)	7	自分の力量に自信が持てない	48.0%	38.4% (11位)
3	知名度がない	60.9%	62.4% (2位)	8	当選した場合、家庭生活との両立が難しい	47.8%	38.8% (10位)
4	当選の見込みが低く感じられた	56.3%	56.6% (4位)	9	当選した場合、仕事をやめなければならない	47.2%	44.2% (7位)
5	家族の理解やサポートが得られない	49.6%	51.2% (5位)	10	政党や団体のポスティング支援、金銭的助成等の支援が得られない	45.3%	46.2% (6位)

※全17項目についてそれぞれの程度あてはまるかを選択。 ※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

## 2. 立候補を決める段階から選挙期間中の課題（「大いにあてはまる」及び「ややあてはまる」の合計、女性の上位10項目）

（男女の地方議会議員に対するアンケート調査結果より）

順位	項目	女性	男性
1	知名度がない	59.8% >	38.1% (4位)
2	仕事や家庭生活(家事、育児、介護等)のため選挙運動とその準備にかかる時間がない	48.9% >	36.5% (5位)
3	選挙運動とその準備の方法が分からない	46.4%	40.6% (2位)
4	自分の力量に自信が持てない	42.1% >	18.5% (11位)
5	地元で生活する上で、プライバシーが確保されない	40.4% >	26.1% (6位)

順位	項目	女性	男性
6	立候補にかかる資金の不足	40.0%	39.7% (3位)
7	当選した場合、議員活動と家庭生活との両立が難しい	30.4% >	18.5% (11位)
8	立候補を阻むような言動を受けた	29.9% >	20.1% (10位)
9	当選した場合、仕事を辞めなければならない	26.2%	24.3% (7位)
10	性別による差別やセクシャルハラスメントを受けた	24.9% >	0.9% (17位)

※全14項目についてそれぞれの程度あてはまるかを選択。 ※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

## 3. 議員活動を行う上での課題（「大いに課題である」及び「やや課題である」の合計、女性の上位12項目）

（男女の地方議会議員に対するアンケート調査結果より）

順位	項目	女性	男性	順位	項目	女性	男性
1	専門性や経験の不足	58.8% >	41.8% (1位)	7	政治は男性が行うものだという周囲の考え	30.6% >	14.5% (7位)
2	地元で生活する上で、プライバシーが確保されない	36.6% >	23.9% (5位)	8	生計の維持	25.6% <	38.3% (3位)
3	性別による差別やセクシャルハラスメントを受けことがある	34.8%	2.2% (13位)	9	議員活動と他の仕事の両立(兼業)が難しい	25.1%	27.9% (4位)
3	人脈・ネットワークを使って課題を解決する力量の不足	34.8% >	22.2% (6位)	10	他の議員の理解やサポートが得られない	18.9% >	11.8% (9位)
5	議員活動に係る資金の不足	34.1% <	41.5% (2位)	11	地元の理解やサポートが得られない	15.2%	11.7% (10位)
6	議員活動と家庭生活(家事、育児、介護等)との両立が難しい	33.7% >	13.7% (8位)	12	家族の理解やサポートが得られない	12.0%	10.3% (11位)

※全14項目についてそれぞれの程度あてはまるかを選択。 ※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。 3

# 4. ハラスメントの状況、ハラスメントをなくすために有効な取組

## (1) 立候補を検討したが断念した者

○立候補を検討している時または立候補準備中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、**全体の61.8%、男性の58.0%、女性の65.5%がいずれかのハラスメント行為(注)を受けたと回答している。**

立候補検討・準備中に受けたハラスメント行為(女性の上位5項目)

順位	項目	女性	男性
1	性別に基づく侮辱的な態度や発言	27.2% >	11.4% (8位)
2	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	23.1%	24.5% (1位)
3	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	21.6% >	14.1% (6位)
4	性的、もしくは暴力的な言葉(ヤジを含む)による嫌がらせ	20.4%	16.9% (4位)
5	投票、支持の見返りに何らかの行為を要求	18.5%	23.4% (2位)

有効な取組(「有効」と回答した者の割合、全3項目)

順位	項目	女性	男性
1	選挙管理事務局、政党、議会事務局等での相談窓口の設置	49.6%	44.0% (3位)
2	有権者、支援者、議員への啓発や研修	47.8%	46.8% (2位)
3	監視機関の設置	46.8%	53.6% (1位)

※全3項目についてそれぞれ「有効」、「どちらともいえない」、「有効でない」から選択。

※複数回答可(全8項目の中から当てはまるもの全てを選択)。(注)5項目及び「身体的暴力やハラスメント(殴る、触る、抱きつくなど)」、「付きまとい、ストーキング」、「その他」の全8項目の行為。

## (2) 男女の地方議会議員

○議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、**全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がいずれかのハラスメント行為(注)を受けたと回答している。**

議員活動や選挙活動中に受けたハラスメント行為(女性の上位5項目)

順位	項目	女性	男性
1	性的、もしくは暴力的な言葉(ヤジを含む)による嫌がらせ	26.8% >	8.1% (3位)
2	性別に基づく侮辱的な態度や発言	23.9% >	0.7% (8位)
3	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	22.9% >	15.7% (1位)
4	身体的暴力やハラスメント(殴る、触る、抱きつくなど)	16.6% >	1.6% (7位)
5	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	12.2% >	4.3% (5位)

有効な取組(「有効」と回答した者の割合、女性の上位3項目)

順位	実施主体	項目	女性	男性
1	議会	議員向け研修	69.3% >	61.3% (1位)
2	議会	ハラスメント防止のための倫理規定等の整備	66.6% >	57.6% (2位)
3	議会	相談窓口の設置	63.1% >	52.0% (3位)

※全6項目について、実施主体(議会又は政党・会派)ごとに、それぞれ「有効」、「どちらともいえない」、「有効でない」から選択。

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

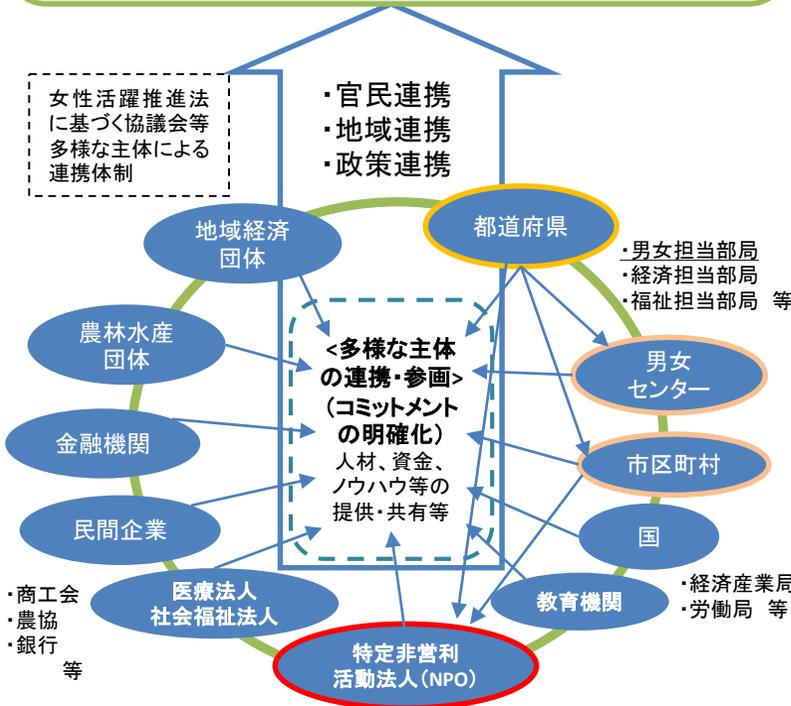
※複数回答可(全8項目の中から当てはまるもの全てを選択)。(注)5項目及び「投票、支持の見返りに何らかの行為を要求」、「付きまとい、ストーキング」、「その他」の全8項目の行為。

# 地域女性活躍推進交付金

(令和2年度予算1.5億円、2年度第3次補正予算1.5億円+追加措置13.5億円、3年度予算1.5億円)

## <地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」  
(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)



## 【交付対象】

地方公共団体

## 【補助率】

①活躍推進型、②寄り添い支援型：1/2

③つながりサポート型：3/4

## 【交付上限】 各区分ごと

都道府県 800万円(注)

政令指定都市 500万円

市区町村 250万円

ただし、③は一律1125万円

注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

## ① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員への育成など女性の参画拡大を推進  
デジタル分野のスキル向上、女性管理職・役員育成セミナー、起業支援、  
就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修、トップの意識改革、  
一般事業主行動計画策定の後押し 等

## ② 寄り添い支援型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就  
労までつなげていく支援

多様な課題・困難に対する寄り添った相談支援、自立支援や就業支援への連携  
女性に特化した自立支援・意識向上プログラム 等

## ③ つながりサポート型 ※追加措置部分

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復するこ  
とができるよう、NPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)  
したきめ細かい支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、女性用品の提供  
NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

地方公共団体  
(関係団体と  
連携)

申請

交付

内閣府

情報提供

他の地域の

- 地方公共団体
- 地域経済団体

等